

手続きの流れ

① 申請

工事契約・着手前に、以下の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/>	河内町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	登記済証の写し、登記事項証明書等（所有者及び建築年月日を確認できる書類）
<input type="checkbox"/>	木造住宅耐震診断結果報告書等耐震性が確保されていることが証明できる書類（建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合のみ）
<input type="checkbox"/>	町税等納付状況確認に関する承諾書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	見積書の写し
<input type="checkbox"/>	案内図、建物の配置図、平面図
<input type="checkbox"/>	着工前の写真
<input type="checkbox"/>	

交付決定通知

町から「河内町住宅リフォーム支援補助金交付決定通知書」が届いたら工事契約・工事着手をしてください。

② 工事

③ 実績報告

工事完了日より30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/>	河内町住宅リフォーム支援補助金実績報告書（様式第6号）
<input type="checkbox"/>	請求書又は領収書の写し
<input type="checkbox"/>	完成後の写真
<input type="checkbox"/>	

確定通知

町から「河内町住宅リフォーム支援補助金交付確定通知書」が届いたら「河内町住宅リフォーム支援補助金交付請求書」（様式第8号）を提出してください。

④ 請求書提出

補助金交付

指定の口座に補助金を振込みます。

☆補助金の交付決定通知を受ける前に工事に着手していたり、交付決定後、申請日の属する年度の3月31日までに工事が完了しない場合、補助金交付の対象外となります。
☆予算の枠を超えた時点で受付終了となります。